



福岡県医発第 2171 号（総）
平成 23 年 12 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公印省略)

福岡県節電対策方針の決定及び節電対策の推進について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より、別添のとおり通知がまいりました。

本件は、先般福岡県医発第 2005 号(総)（平成 23 年 11 月 28 日付）にて御連絡いたしました「福岡県緊急節電対策本部」の第 2 回会議において、「福岡県節電対策方針」が決定され、対策方針に基づく節電への協力を求めるものです。

つきましては、節電対策方針についてご了知いただき、医療機関においては、医療提供に影響が生じない範囲での自主的な節電として、診療時間外での消灯の徹底や空調の管理等について、「福岡県節電対策方針」P16 に記載されております対策事例を参考にして頂き、引き続きご協力賜われますよう、会員への周知方お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 蒲池 壽

公印省略

2.3 医指第 2938号

平成23年11月30日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長

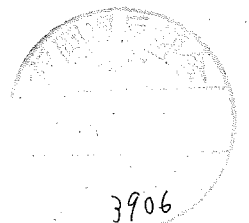
福岡県節電対策方針の決定及び節電対策の推進について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本県の医療行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙平成23年11月25日付23総政第2261号のとおり、本県緊急節電対策本部長から通知がありましたので、節電にご協力いただきますようお願いいたします。

特に、「福岡県節電対策方針」P16に記載されております医療機関の節電対策事例をご参照いただき、今後の節電対策にお役立ていただきますようお願いいたします。

また、貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。



各 位

福岡県緊急節電対策本部長

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県節電対策方針の決定及び節電対策の推進について

本県では、本年11月1日に「福岡県緊急節電対策本部」を設置し、今冬の節電対策方針について検討を進めてまいりましたが、本日の第2回福岡県緊急節電対策本部会議において、別添のとおり「福岡県節電対策方針」を決定し、取組みを開始することといたしました。

今後は、県自ら率先して節電対策に取り組むとともに、本対策方針に示された内容を、市町村、事業者及び県民の方々にお知らせし、県民生活や経済活動に支障が生じない範囲で節電に取り組んでいただきたいと考えております。

つきましては、本対策方針に基づく節電にご協力いただき、貴団体に参加しておられる事業者等の方々に対し本対策方針及び関係情報を周知していただきますようお願いいたします。

＜政府決定による節電目標＞

1. 目標数値 5%以上の節電

2. 設定期間 平成23年12月26日～平成24年2月3日の 平日8時～21時
(12月29日～1月4日を除く)

※ 上記のほか、平成23年12月1日～平成24年3月30日(12月29日～1月4日及び土日を除く)の平日8時～21時は、数値目標は設定されておりませんが、全国的に節電が要請されています。

なお、節電目標の設定期間については、九州電力玄海原子力発電所4号機の定期検査開始日が12月25日に決定されたことに伴い、開始日を当初発表の12月19日から12月26日に変更することとした旨、11月25日に政府及び九州電力から発表されております。

※ 節電対策に関する政府の情報(設定期間変更後の各資料)は、下記URLから入手できます。

「電力需給に関する検討会合」に関するHP

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

＜添付資料＞

1. 福岡県節電対策方針(平成23年度冬季版)
2. 福岡県節電対策方針(平成23年度冬季版・概要版)
3. 「ふくおか省エネ・節電県民運動(事業所編)」(パンフレット)
4. 「ふくおか省エネ・節電県民運動(県民編)」(パンフレット)

【問い合わせ先】

福岡県緊急節電対策本部 事務局 丸林・野中

(企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室)

TEL 092-643-3148

FAX 092-643-3163

E-mail energy@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県節電対策方針（平成23年度冬季版）

平成23年11月25日
福岡県緊急節電対策本部

1. 政府における今冬の電力需給見通し

平成23年11月1日、政府（エネルギー・環境会議、電力需給に関する検討会合）において、九州電力管内における今冬の電力需給見通しが表1のとおり示された。

（表1）九州電力管内における今冬の電力需給見通し

（単位：万kW、発電端）	12月		1月	2月	3月
供給力－最大電力需要 （供給予備率）	▲ 19 （▲ 1.3%）	九州電力の最新数値（注） 79 （5.3%）	▲ 34 （▲ 2.2%）	32 （2.2%）	60 （4.4%）
最大電力需要	1,482		1,533	1,474	1,377
供給力	1,463	1,561	1,499	1,506	1,437

※ 玄海原子力発電所4号機の定期検査が12月25日に開始されることになったことを考慮した数値
（平成23年11月25日九州電力公表）

また、今冬の電力需給見通しを受けて、政府（エネルギー・環境会議、電力需給に関する検討会合）においては、九州電力管内に、平成23年12月26日～平成24年2月3日（12月29日～1月4日を除く）の平日8時～21時の間において5%以上の節電目標を設定した。

※ 上記のほか、平成23年12月1日～平成24年3月30日（12月29日～1月4日を除く）の平日8時～21時（九州電力管内以外は9時～21時）は、数値目標は設定されていないが、全国的に節電が要請されている。

※ 節電目標5%の考え方

安定的な電力供給のためには、供給予備率として最低3%の確保が必要とされており、これを下回ると停電のおそれがある場合として、政府から「電力需給逼迫警報」が発令され、全ての需要家に対し一層の節電を要請することとされている。

今冬については、想定される最大電力需要に対し5%以上の需要抑制ができれば、12月・1月においても安定的な電力供給の目安である供給予備率3%程度が確保できる見込み。

2. 節電対策の目的

電力需給逼迫による停電の発生を回避するため、経済産業省及び九州電力（株）から福岡県に対し、節電対策に関する協力要請があった。

これを受けて福岡県においては、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的な発展を確保するため、夏場の取組み成果（表2，3）を踏まえ、県民、事業者、行政が一体となって節電対策に取り組むこととした。

（表2）九州電力管内における今夏・昨夏の時間最大電力（最大3日平均）

出典：九州電力(株) 資料

（単位：万kW、発電端）	H23年	H22年	前年差（H23－H22）
時間最大電力 （最大3日平均）	1,537	1,730	▲193（▲11.1%※）

※〔前年差（H23－H22）〕÷〔H22年の時間最大電力〕で得られる数値（%）

（表3）本年・昨年7月～9月の九州電力管内及び福岡県内における販売電力量

出典：九州電力(株) 提供資料による推計値

（単位：億kWh）	H23年	H22年	前年差（H23－H22）
九州電力管内	229.0	239.5	▲10.5（▲4.4%※）
福岡県内	85.6	90.7	▲5.1（▲5.6%※）

※〔前年差（H23－H22）〕÷〔H22年の販売電力量〕で得られる数値（%）

3. 節電対策の基本方針

(1) 節電対策の目標

電力需給逼迫による停電の発生などによる県民生活や県内経済活動への影響を回避するため、県民、事業者、行政の各主体が、日常生活や生産活動に支障のない範囲で節電対策を行うことにより、本県内において5%以上の節電を目指す。

また、今冬の実績を通じ「無理のない範囲での節電」の定着を図ることにより、来夏以降の電力需給の安定を目指す。

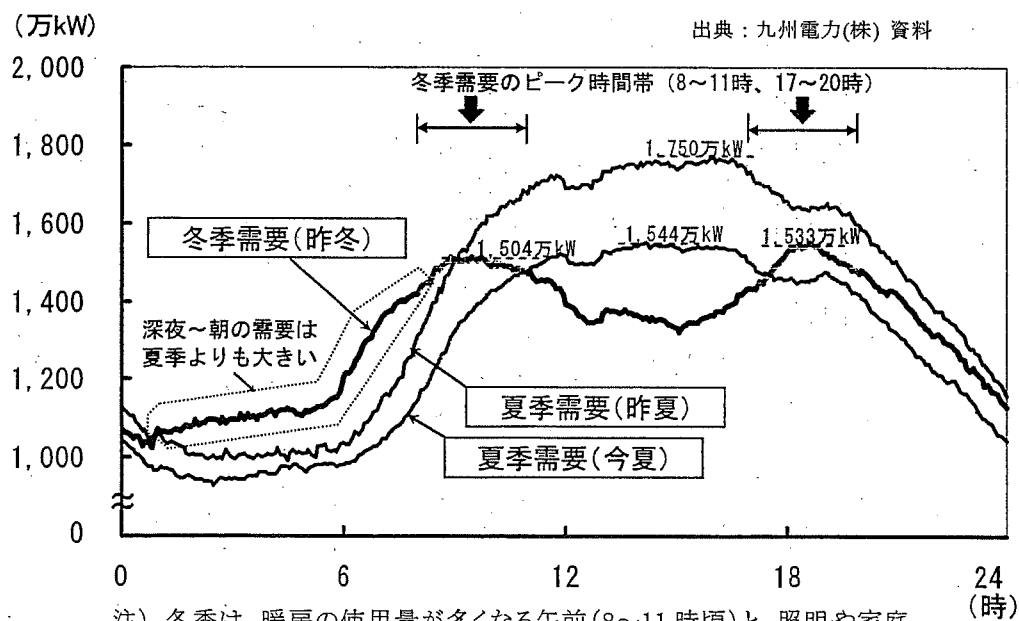
(2) 節電対策の概要

ア 5%以上の節電期間である「平成23年12月26日～平成24年2月3日の期間（12月29日～1月4日を除く）の平日8時～21時」においては、県自らが率先した節電に取り組むとともに、各主体に対し節電対策を要請する。（6～13ページ参照）

特に、電力需要がピークとなる平日8時～11時及び17時～20時については、積極的な節電対策を要請する。（表4、5参照）

イ 数値目標の設定されない節電期間である「平成23年12月1日～平成23年12月25日及び平成24年2月4日～平成24年3月30日の平日8時～21時」においては、県においては率先した節電に継続して取り組むとともに、各主体に対し家庭生活及び経済活動に支障が生じない範囲で自主的な節電対策（照明・空調機器等の節電など）を要請する。

（表4）九州電力管内における1日の電力需要曲線



注) 冬季は、暖房の使用量が多くなる午前(8～11時頃)と、照明や家庭用需要の多くなる点灯帯(17～20時頃)に需要のピークが発生。

(表5) 節電対策の期間・時間帯

	0:00 ～ 8:00	8:00 ～ 11:00	11:00 ～ 17:00	17:00 ～ 20:00	20:00 ～ 21:00	21:00 ～ 24:00
23年12月1日～ 23年12月25日の平日		数値目標を設定しない節電期間 (数値目標を設定せず、自主的な節電対策を要請)				
23年12月26日～ 24年2月3日の平日 (12月29日～1月4日を除く)		5%以上の節電期間				
		節電対策が 特に必要な 時間帯		節電対策が 特に必要な 時間帯		
24年2月4日～ 24年3月30日の平日		数値目標を設定しない節電期間 (数値目標を設定せず、自主的な節電対策を要請)				

4. 節電対策の取組み

(取組み1) 県から九州電力(株)への要請

- 県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。
- ① 安全性を確保しつつ、代替電源の確保や燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
 - ② 本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。
 - ③ いかなる事態が発生した場合も、『停電が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす施設・県民や、ライフライン機能等の維持に特に電力確保を必要とする施設』については安定的な電力供給を確保すること。

<停電が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす施設・県民等(例示)>

≥

- 『医療施設』
- 『福岡県救急医療情報センター』
- 『医薬品・医療機器の製造販売業者及び製造業者』
- 『医薬品卸販売業者』
- 『社会福祉施設(特別養護老人ホーム, 障害児(者)福祉施設等)』
- 『介護サービス事業所』
- 『特別支援学校』
- 人工呼吸機器等を使用する在宅療養患者 など

<ライフライン機能等の維持に特に電力確保を必要とする施設等(例示)>

- 『一般廃棄物処理施設』
- 『上下水道事業者』
- 『休廃止鉱山坑廃水処理施設』
- 『発電のためのガス供給等』に係る需要設備
- 『鉄道事業者』
- 『港湾施設』
- 『公共交通施設のバリアフリー施設(エレベータ等)』
- 『警察施設(警察署等)』
- 『消防施設(消防署等)』 など

(取組み2) 県自らの率先した節電対策

取組み2-① 基本的な考え方

- 今夏の成果(表6)を踏まえ、全ての県機関(知事部局、教育庁、警察本部)において、従来から取り組んでいる省エネルギー・節電対策を「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で強化・徹底することにより、平成23年12月～平成24年3月の期間において10%以上の節電を目指す。

(表6) 今夏の県機関における節電実績

	6月	7月	8月	9月	6月～9月合計
知事部局	▲ 8%	▲ 9%	▲13%	▲14%	▲11%
本庁行政棟	▲18%	▲18%	▲19%	▲20%	▲19%
本庁行政棟以外	▲ 4%	▲ 7%	▲11%	▲12%	▲ 9%
教育庁	4% (注2)	▲ 4%	▲12%	▲10%	▲ 6%
警察本部	▲10%	▲12%	▲15%	▲15%	▲13%
合 計	▲ 4%	▲ 8%	▲13%	▲12%	▲10%

(注1) 平成23年11月21日までに把握した数値

(注2) 平成22年6月まで九州歴史資料館(小郡市)における電力消費がほとんど発生していなかったため、教育庁6月分については電力消費がプラスとなっている。

取組み2-② 県機関における取組み

○ 空調管理の徹底

- ・ 設定温度18℃を徹底する。(執務室で快適に過ごせるよう重ね着などを心がける)
- ・ ブラインドの適切な調整により、暖気を逃がさないようにする。

○ エレベータの稼働台数の削減

- ・ 利用頻度に応じてエレベータの稼働台数を削減する。

(表7) 本庁舎行政棟エレベータ(全12台)の稼働台数の削減例

8:00 ～ 9:00	稼働台数 8台	(4台×2ヶ所)
9:00 ～ 21:00	〃 6台	(3台×2ヶ所)
21:00 ～ 翌8:00	〃 2台	(1台×2ヶ所)

○ 省エネ・ノー残業デーの実施

- ・ 毎週水曜日の定時退庁日とは別に、毎週金曜日を「省エネ・ノー残業デー」として設定するなど、職員の定時退庁を推奨する。

○ 県庁舎内の照明の間引き

- ・ 「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で、執務室・廊下等の照明を間引きする。

○ 昼休みの消灯等の徹底

- ・ 職員の福利厚生に支障のない範囲で消灯を徹底する。
- ・ 必要な場合を除いてパソコンのスタンバイモードへの切り替えを徹底する。
- ・ 必要な場合を除いてコピー機の節電モードへの切り替えを徹底する。

○ パソコンの省力化

- ・ 席を離れるなどして一定時間未使用状態になる場合に備えて、パソコンに省電力モード（自動切換機能）を設定する。
(知事部局における設定例)
 - ・ 2分 → ディスプレーを暗くする
 - ・ 5分 → ディスプレーの電源を切る
 - ・ 15分 → コンピューターをスリープ状態にする。
- ・ 業務や健康に支障のない範囲で、パソコンのディスプレイの輝度を下げる。

○ 退庁時の待機電力の削減の徹底

- ・ 退庁時はパソコンの電源を抜く、執務室内の電化製品（テレビ等）は主電源オフとすることを徹底する。
- ・ 時間外の必要な箇所以外の消灯を徹底する。

○ 冷水器の使用中止・撤去

- ・ 庁舎内に設置している冷水器について、支障のない範囲で使用中止または撤去する。

○ 県庁舎内の自動販売機や入居売店等への協力要請

- ・ 自動販売機設置業者や入居売店業者に、営業に支障のない範囲で、省エネルギー・節電に取り組むよう協力を要請する。

※ 省エネ・節電強化週間の設定

- ・ 「12月26日～12月28日」及び「1月10日～1月13日」を省エネ・節電強化週間とし、定時退庁、昼休みの消灯、退庁時の待機電力の削減等について改めて徹底を図る。

※ 職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化

- ・ 職員が省エネ・節電宣言を行うなど、率先して家庭における省エネルギー・節電に取り組む。

取組み2-③ 市町村及び県関係団体への要請

- 市町村及び県関係団体に本節電対策方針の周知を図り、県の取組みを参考に率先した節電対策を行うよう要請する。

(取組み3) 事業者における節電対策

取組み3-① 基本的な考え方

- 5%以上の節電期間である「平成23年12月26日～平成24年2月3日(12月29日～1月4日を除く)の平日8時～21時」においては、事業者に対して5%以上の節電対策を要請する。

なお、『節電が生命・身体・安全確保に特に影響を及ぼす施設』『ライフライン機能等の維持に特に電力確保を必要とする施設』『節電により生産活動への実質的な影響が生じる事業者』に対しては、事業部門において支障が生じない範囲で自主的な節電対策を実施すること、及び事務・間接部門(オフィス部門等)において5%以上の節電対策を実施することを要請する。

- 数値目標の設定されない節電期間である「平成23年12月1日～平成23年12月25日及び平成24年2月4日～平成24年3月30日の平日8時～21時」においては、経済活動に支障が生じない範囲で自主的な節電対策(照明・空調機器等の節電など)を要請する。

取組み3-② 事業者における取組み

- 表8の「3つの節電基本アクション」に加え、業種毎の取組み事例(15～17ページ)を参考に、節電対策に取り組むことを要請する。

(表8) 事業者推奨する事業所における3つの節電基本アクション

節電メニュー		参考：経済産業省資料 節電効果(削減率) (オフィスの場合)
照明	照明を間引きする	8%
照明	使用していないエリアの消灯を徹底する。	3%
空調	室内温度19℃に、空調管理を徹底する。	4% (3℃下げた場合)

※ 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

取組み3-③ 事業者に対する周知

- 業界団体を通じ、本節電対策方針を事業者にも周知徹底する。
- 「事業所で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、業界団体や県保健福祉環境事務所、市町村などを通じ、事業者にも配布する。
＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係 (092-643-3356)＞
- 県広報誌(福岡県だより、グラフふくおか)や県広報番組(テレビ・ラジオ)などの広報媒体を活用し、事業者にも節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。
- 県庁ホームページを始めとした県の広報媒体を活用し、国の補助制度(自家発電設備・定置用リチウムイオン蓄電池等に対する補助制度)に関する情報発信を行う。

取組み３－④ 事業者における節電対策に対する県の取組み・支援

○ 県内中小事業者からの省エネルギー・節電相談への対応

- ・ 「省エネルギー・節電相談窓口」を(財)九州環境管理協会、(財)福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会に設置し、県内中小企業からの省エネルギー・節電相談に対応する。(相談料：無料)

＜問い合わせ先：財団法人 九州環境管理協会（092-662-0410）＞

＜問い合わせ先：財団法人 福岡県中小企業振興センター（092-622-5432）＞

＜問い合わせ先：福岡県中小企業団体中央会（092-622-8780）＞

- ・ 県内中小企業へ専門家を派遣し、省エネルギー・節電に関するアドバイスをを行う。(派遣料：無料)

＜問い合わせ先：財団法人 九州環境管理協会（092-662-0410）＞

- ・ 省エネ・節電に関するワンストップ相談会を開催し、県内中小企業からの省エネルギー・節電相談に対応する。

(平成23年12月上旬開催予定)

＜問い合わせ先：県庁 中小企業経営金融課（092-643-3425）＞

○ 企業向け省エネ技術講座の開設

- ・ 「企業向け省エネ技術講座（製造業向け、オフィスビル向け）」を開催し、“スグできる省エネ事例”を事業者に紹介する。

(今冬、製造業向け及びオフィスビル向けの講座を計6回開催予定)

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

○ 省エネキャラバンの開催

- ・ 省エネルギー・節電の具体的な方策や事例等を紹介する「省エネキャラバン」（九州経済産業局との共催）を開催する。

(平成24年1月27日開催予定)

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

○ エネルギー有効利用施設の導入支援

- ・ エネルギー有効利用施設（太陽光発電、発電余熱利用システム等）の導入を行う県内中小企業・団体に対し、導入経費に対する低利融資を行う。(福岡県環境保全施設等整備資金融資制度、表9を参照)

(表9) 福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の概要

○ 融資限度額：1企業4,000万円以内

○ 融資期間：10年以内（融資額1,000万円未満の場合は7年以内）

○ 利率：1.3%（平成23年11月現在）

○ 保証料率：0.45～1.9% ※福岡県信用保証協会の審査が必要となります

＜問い合わせ先：県庁 循環型社会推進課 リサイクル係（092-643-3372）＞

○ 環境認証の取得支援

- ・ ISO14001認証取得を行う県内中小企業・団体に対し、認証取得経費に対する低利融資を行う。

(福岡県環境保全施設等整備資金融資制度、表9を参照)

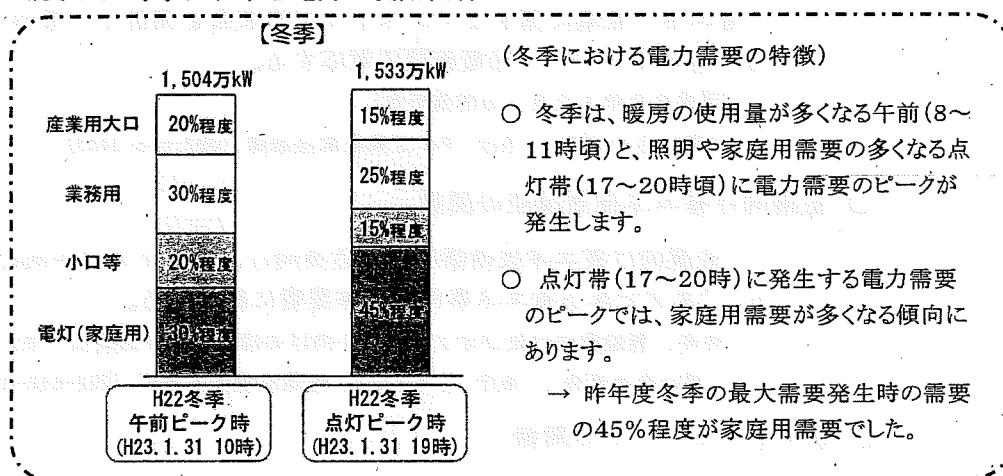
(取組み4) 県民(家庭)における節電対策

取組み4-① 基本的な考え方

- 5%以上の節電期間である「平成23年12月26日～平成24年2月3日(12月29日～1月4日を除く)の平日8時～21時」においては、県民に対して、特に家庭の電力需要が高くなる夕方(17時～20時)を中心に5%以上の節電対策を要請する。(表10参照)
- 数値目標の設定されない節電期間である「平成23年12月1日～平成23年12月25日及び平成24年2月4日～平成24年3月30日の平日8時～21時」においては、家庭生活に支障が生じない範囲で自主的な節電対策(照明・エアコン等の節電など)を要請する。

(表10) 冬季における電力の使用割合

参考：九州電力(株) 資料



取組み4-② 県民(家庭)における取組み

- 表11の「5つの節電基本アクション」を中心に、無理のない範囲で節電対策に取り組むことを要請する。(その他の取組み事例は表12を参照)

(表11) 県民に推奨する家庭における5つの節電基本アクション (参考) 経済産業省資料

5つの節電基本アクション		節電効果(削減率)	
		空調にエアコンを利用する場合	空調にエアコンを利用しない場合
照明	・不要な照明を消灯する	4%	6%
待機電力	・リモコンではなく、本体の主電源を切る。 ・使わない機器はプラグを抜いておく。	1%	2%
テレビ	・画面の輝度を下げる。 ・必要な時以外は消す。	2% (省エネモードに設定し、使用時間を2/3にした場合)	3% (省エネモードに設定し、使用時間を2/3にした場合)
冷蔵庫	・冷蔵庫の設定を「弱」にする。 ・ものを詰め込みすぎないようにする。	1%	2%
エアコン	・重ね着などをして、室温20℃を心がける。(※)	7% (2℃下げた場合)	—

※ 高齢者や乳幼児、病気の方がいる家庭では、室温20℃にとらわれず、体調を考えながら室温を設定してください。

(表 12) 県民に推奨するその他の節電アクション

(参考) 経済産業省資料

その他の節電アクション		節電効果 (削減率)	
		空調にエアコンを利用する場合	空調にエアコンを利用しない場合
エアコン	・窓に厚手のカーテンをかける。	1 %	—
ジャー炊飯器	・早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。 ・保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。	1 %	2 %
温水洗浄便座	・便座保温、温水の設定温度を下げる。 ・不使用時はふたを閉める。	1 %未満	1 %
ライフスタイル	・夕方に電気製品の使用が重ならないよう、家事の段取りを組む。	—	—
	・温湿度計をつけて、室温の管理 (20℃) を行う。		
暖房機器	・電気の温暖機器 (ガス・石油以外) を使う場合には、エアコンと電気ストーブ・ヒーターを上手に使い分ける。	—	—
	・電気カーペットは人のいる部分だけを暖めるようにして、設定温度は「中」または「弱」にするよう心がける。		
	・エアコンのフィルターを定期的 (2週間に1回程度) に掃除する。		
	・扇風機やサーキュレーターで、部屋の上部の暖気を循環させる。		
	・こたつは、上掛けなどを活用し、暖気を逃がさないようにする。		
電気ポット	・お湯はコンロで沸かし、ポットの電源を切る。	—	—
洗濯機	・容量の80%程度を目安に、まとめて洗う。	—	—
パソコン	・省電力設定を活用する。	—	—
掃除機	・夕方の電力需要ピーク時は、モップやほうきを使う。	—	—

取組み４－③ 県民（家庭）に対する周知

- 県広報誌（福岡県だより、グラフふくおか）や県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、県民に本節電対策方針の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

- 「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、県保健福祉環境事務所や市町村などで、県民に配布する。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

- 地球温暖化防止活動推進員による環境学習会等を活用し、県民に対し節電手法等に関する普及啓発・アドバイスを実施する。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

- 県政出前講座により、「ふくおか省エネ・節電県民運動」「住宅用太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー」に関する周知・啓発を行う。

＜問い合わせ先：県庁 県民情報広報課 広聴係（092-643-3103）＞

- 県庁ホームページを始めとした県の広報媒体を活用し、国の補助制度（住宅用太陽光発電、民生用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池等に対する補助制度）に関する情報発信を行う。

取組み４－④ 県民（家庭）における節電対策に対する県の取組み・支援

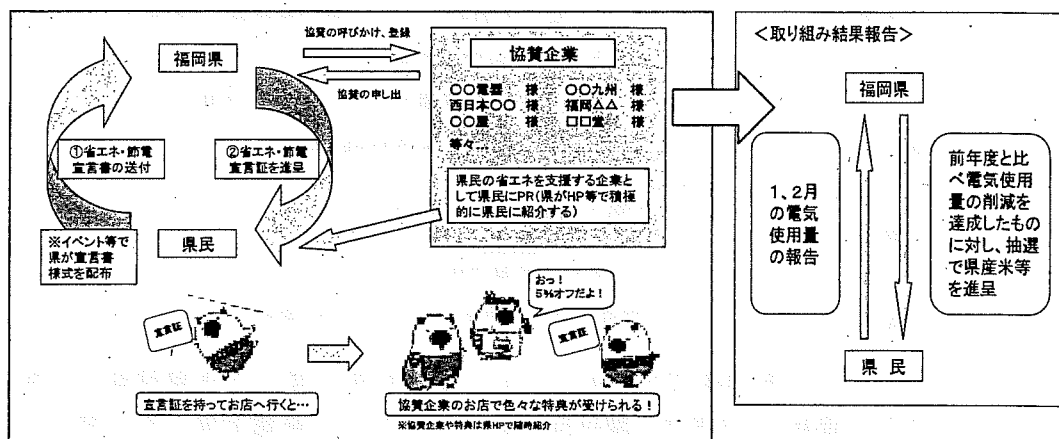
○「ふくおか省エネ・節電県民運動」の実施（表 13 参照）

（平成 23 年 12 月 1 日～平成 24 年 3 月末）

<問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）>

- ・ 多くの県民に、省エネルギー・節電に取り組んでもらうため、「ふくおか省エネ・節電県民運動」を実施する。
- ・ 県と協賛企業が協働して実施する店頭 P R や、県保健福祉環境事務所、市町村、地球温暖化防止活動推進員などの広報活動を通じ、省エネルギー・節電の取組みを県民に呼びかける。
- ・ 省エネ・節電宣言を行った県民には、省エネ・節電宣言証（携帯ストラップ）を進呈し、協賛企業で商品の割引などの特典を付与する。
- ・ 1～2 月の電気使用量を県に報告した省エネ・節電宣言者のうち、前年度よりも電気使用量を削減した方を対象に、抽選で達成賞（県産米や協賛企業の提供商品）を進呈する。

（表 13）ふくおか省エネ・節電県民運動のイメージ



○ 県民からの相談への対応

- ・ 福岡県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、県民からの家庭における省エネルギー・節電相談に対応する。（相談料：無料）

<問い合わせ先：福岡県地球温暖化防止活動推進センター（092-674-2360）>

(取組み5) 県民・事業者への速やかな情報提供

- 県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、様々な機会を捉え、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する各種情報を、県民・事業者
に正確かつ速やかに提供する。

(表 14) 主な県広報媒体

広報媒体名		掲載予定等
福岡県だより (全戸配布広報誌)		1月号(1月1日発行)に記事を掲載予定
グラフふくおか		冬号(12月20日発行)に記事を掲載予定
ふくおか県政だより (新聞定期広告)		12月18日朝刊に記事を掲載予定
特別広報 (新聞不定期広告)		「ふくおか省エネ・節電県民運動」期間中に記事を掲載予定
福岡県から のお知らせ	テレビ	12月から広報予定 RKB「ふくおか見聞録」(土曜 18:54~19:00) TNC「フレッシュ!ふくおか県」(日曜 8:55~9:00) TVQ「それ行け!ふくおか探検隊」(金曜 20:54~21:00)
	ラジオ	11月下旬から広報予定 FM福岡「福岡県だより」(月曜・木曜 9:30~9:35)
県庁ホームページ		<URL> http://www.pref.fukuoka.lg.jp/
ふくおかエコライフ 応援サイト		<URL> http://www.ecofukuoka.jp/
メールマガジン 「めるふく」		12月から広報予定 <登録方法> 県庁ホームページから登録

- 市町村・県関係団体に対しても、節電対策に関する各種情報を正確かつ速
やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先して節電対策に取り組むことや、
市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知することを要請する。

(取組み6) その他の取組み

- 電力供給の確保に向けた取組み
 - ・ 県企業局が運営する水力発電所「大淵発電所(最大出力7,500kW、八女市)」「木屋発電所(最大出力6,000kW、八女市)」「ちくし発電所(最大出力550kW、那珂川町)」及び県が出資する大牟田リサイクル発電(株)が運営するRDF(ごみ固形化燃料)発電「大牟田リサイクル発電所(最大出力20,600kW、大牟田市)」からの電力供給の確保に努める。
 - ・ 市町村が運営するごみ発電施設(15ヶ所、最大出力計156,280kW)等に対し、電力供給の確保に向けた協力を要請する。

○ 緊急時対応

- 電力需給逼迫時には、県の広報媒体（ホームページ等）による情報発信を行うとともに、市町村・関係団体等へ速やかに情報提供を行い、事業者・県民等に緊急節電対策（不要不急の電力使用のカット等）を要請する

本資料（福岡県節電対策方針）に関する問い合わせ先

福岡県緊急節電対策本部 事務局（福岡県 企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室）

電話：０９２－６４３－３１４８

参考１．事業者における業種毎の節電対策事例

（出典） 経済産業省資料

※ 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものにならないようご注意ください。

（事業者の節電対策例１） オフィスビル

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	執務エリアの照明を半分程度間引きする	８％
	使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	３％
空調	テナントは空調のスイッチを切り、オーナーはビル全体が適切な温度（１９℃）になるように調整を行う等、適切な温度管理を行う。	４％
	使用していないエリアの空調は停止する。	１％未満
ＯＡ機器	長時間席を離れるときは、ＯＡ機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	２％

（事業者の節電対策例２） 卸・小売店（百貨店・ドラッグストアなど）

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	店舗の照明を半分程度間引きする	１０％
	使用していないエリア（事務室、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	３％
空調	暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を１９℃とする。	８％ (３℃下げた場合)
冷凍冷蔵	業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	１％

(事業者の節電対策例3) 食品スーパー

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	店舗の照明を半分程度間引きする	10%
	使用していないエリア(事務室、休憩室等)や不要な場所(看板、外部照明、駐車場)の消灯を徹底する。	2%
空調	暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を19℃とする。	1%未満 (3℃下げた場合)
	使用していないエリア(事務室、休憩室等)は空調を停止する。	1%未満
冷凍冷蔵	業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	6%

(事業者の節電対策例4) 医療機関(病院、診療所など)

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	事務室の照明を半分程度間引きする。	3%
	使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外)は消灯を徹底する。	3%
空調	病棟、外来、診療部門(検査・手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1%
	使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外)は空調を停止する。	1%未満
	夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃さないようにする。	1%未満

(事業者の節電対策例5) ホテル・旅館

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする。	14%
空調	使用していないエリア(会議室、宴会場等)は空調を停止する。	1%
	ロビー、廊下、事務室等の室内温度を19℃とする。	2% (3℃下げた場合)

(事業者の節電対策例6) 飲食店（ファミリーレストラン、居酒屋、ファーストフード店など）

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	使用していないエリア（事務室等）や不要な場所（看板、外部照明等）の消灯を徹底し、客席の照明を半分程度間引きする。	10%
空調	店舗の室内温度を19℃とする。	2%
厨房	冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	1%未満

(事業者の節電対策例7) 学校（小中高）

節電メニュー		建物全体に対する節電効果
照明	教室、職員室、廊下の照明を間引きする。	15% (約4割減の場合)
	点灯方法や使用場所を工夫しながら、体育館の照明を1/4程度間引きする。	2%

(事業者の節電対策例8) 製造業

節電メニュー		機械・設備毎の節電効果
照明	使用していないエリアは消灯を徹底する。	—
空調	工場内の温度を19℃とする。	27% (3℃下げた場合)
生産設備	不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。	—
	電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。	7%
ユーティリティ設備	使用側の圧力を見直すことにより、コンプレッサの供給圧力を低減する。	8% (0.1MPa低減時)
	コンプレッサの吸気温度を低減する。 (設置場所の室温と外気温を見合いする。)	2% (吸気温度10℃低減時)
	負荷に応じて、コンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。(コンプレッサ5台システムでピーク負荷60～80%の場合)	9%
	インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。(弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し、全圧が80%となった場合)	15%
	冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。(利用側の状況を確認しながら冷水出口温度を7℃→9℃に変更した場合)	8%

福岡県節電対策方針（平成23年度冬季版）＜概要版＞

平成23年11月25日
福岡県緊急節電対策本部

1. 九州電力管内における今冬の電力需給見通し

(単位:万kW, 発電端)	12月		1月	2月	3月
供給力ー最大電力需要 (供給予備率)	▲ 19 (▲ 1.3%)	九州電力の最新数値(注) 79 (5.3%)	▲ 34 (▲ 2.2%)	32 (2.2%)	60 (4.4%)
最大電力需要	1,482		1,533	1,474	1,377
供給力	1,463	1,561	1,499	1,506	1,437

※ 玄海原子力発電所4号機の定期検査が12月25日に開始されることになったことを考慮した数値
(平成23年11月25日九州電力公表)

2. 九州電力管内における節電目標

	0:00 ～ 8:00	8:00 ～ 11:00	11:00 ～ 17:00	17:00 ～ 20:00	20:00 ～ 21:00	21:00 ～ 24:00
23 年 12 月 1 日～ 23 年 12 月 25 日の平日	数値目標を設定しない節電期間 (数値目標を設定せず、自主的な節電対策を要請)					
23 年 12 月 26 日～ 24 年 2 月 3 日の平日 (12 月 29 日～1 月 4 日を除く)	5 %以上の節電期間					
	節電対策が 特に必要な 時間帯		節電対策が 特に必要な 時間帯			
24 年 2 月 4 日～ 24 年 3 月 30 日の平日	数値目標を設定しない節電期間 (数値目標を設定せず、自主的な節電対策を要請)					

注1) 冬季は、暖房の使用量が多くなる午前(8～11時頃)と、照明や家庭用需要の多くなる
点灯帯(17～20時頃)に需要のピークが発生。

注2) 節電目標5%の考え方

安定的な電力供給のためには、供給予備率として最低3%の確保が必要とされており、これを下回ると停電のおそれがある場合として、政府から「電力需給逼迫警報」が発令され、全ての需要家に対し一層の節電を要請することとされている。

今冬については、想定される最大電力需要に対し5%以上の需要抑制ができれば、12月・1月においても安定的な電力供給の目安である供給予備率3%程度が確保できる見込み。

3. 福岡県における節電対策の取組み

(1) 県から九州電力(株)への要請

○ 県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。

- ・ 安全性を確保しつつ、代替電源の確保や燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
- ・ 本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。
- ・ いかなる事態が発生した場合も、『停電が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす施設・県民や、ライフライン機能等の維持に特に電力確保を必要とする施設』については安定的な電力供給を確保すること。

(2) 県自らの率先した節電対策

ア 基本的な考え方

- 今夏の取組みの成果を踏まえ、全ての県機関において「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で省エネルギー・節電対策を強化・徹底し、平成23年12月～平成24年3月の期間において10%以上の節電を目指す。

イ 具体的な取組み

- 空調管理の徹底（設定温度18度の徹底）
- エレベータの稼働台数の削減
- 省エネ・ノー残業デーの実施（毎週金曜日）
- 省エネ・節電強化週間の設定（12月26日～12月28日、1月10日～1月13日）
- 県庁舎内の照明の間引き、昼休みの消灯等の徹底 など

ウ その他

- 市町村および県関係団体に必要な情報提供を行い、県の取組みを参考に率先した節電対策を行うよう要請する。

（3）事業者における節電対策

ア 基本的な考え方

- 平成23年12月26日～平成24年2月3日（12月29日～1月4日を除く）の平日8～21時に、5%以上の節電対策を要請。
なお、『節電が生命・身体への安全確保に特に影響を及ぼす施設』『節電により生産活動への実質的な影響が生じる事業者』等に対しては、事業部門において支障が生じない範囲で節電対策を実施し、事務・間接部門（オフィス部門等）において5%以上の節電対策を実施することを要請する。
- その他の期間（平成23年12月1日～12月25日及び平成24年2月4日～3月30日の平日8時～21時）においては、経済活動に支障が生じない範囲で自主的な節電対策を要請する。

イ 事業者における取組み

- 「3つの節電基本アクション」に加え、政府が示す業種毎の取組み事例を参考に、節電対策に取り組むことを要請する。

事業者推奨する3つの節電基本アクション

参考：経済産業省資料

	節電メニュー		節電効果(削減率) (オフィスビルの場合)
基本アクション1	照明	照明の間引きする	8%
基本アクション2	照明	使用していないエリアの消灯を徹底する。	3%
基本アクション3	空調	室内温度19℃に、空調管理を徹底する。	4% (3℃下げた場合)

※ 節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

ウ 事業者に対する周知

- 業界団体を通じ、本節電対策方針を事業者にも周知徹底する。

エ 事業者における節電対策に対する県の取組み・支援

- 県内中小事業者からの省エネルギー・節電相談への対応（相談窓口の開設等）
- 企業向け省エネ技術講座の開設（今冬に6回開催）
- 省エネ・節電の具体的な事例等を紹介する「省エネキャラバン」を開催
- エネルギー有効利用施設の導入支援（低利融資） など

（4）県民（家庭）における節電対策

ア 基本的な考え方

- 平成23年12月26日～平成24年2月3日（12月29日～1月4日を除く）の平日8～21時においては、特に家庭の電力需要が高くなる夕方（17時～20時）を中心に5%以上の節電対策を要請する。
- その他の期間（平成23年12月1日～12月25日及び平成24年2月4日～3月30日の平日8時～21時）においては、家庭生活に支障が生じない範囲で自主的な節電対策（照明・エアコン等の節電など）を要請する。

イ 県民（家庭）における取組み

- 「5つの節電基本アクション」を中心に、無理のない範囲で節電対策に取り組むことを要請する。

県民に推奨する家庭における5つの節電基本アクション

参考：経済産業省資料

	節電メニュー		節電効果（削減率）	
			空調にエアコンを利用する場合	空調にエアコンを利用しない場合
基本アクション1	照明	・不要な照明を消灯する	4%	6%
基本アクション2	待機電力	・リモコンではなく、本体の主電源を切る。 ・使わない機器はプラグを抜いておく。	1%	2%
基本アクション3	テレビ	・画面の輝度を下げる。 ・必要な時以外は消す。	2% (省エネモードに設定し、使用時間を2/3にした場合)	3% (省エネモードに設定し、使用時間を2/3にした場合)
基本アクション4	冷蔵庫	・冷蔵庫の設定を「弱」にする。 ・ものを詰め込みすぎないようにする。	1%	2%
基本アクション5	エアコン	・重ね着などをして、室温20℃を心がける。(※)	7% (2℃下げた場合)	—

※ 高齢者や乳幼児、病気の方がいる家庭では、室温20℃にとらわれず、体調を考えながら室温を設定してください。

ウ 県民（家庭）に対する周知

- 県広報誌（福岡県だより、グラフふくおか）や県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、県民に本節電対策方針の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

エ 県民（家庭）における節電対策に対する県の取組み・支援

- 「ふくおか省エネ・節電県民運動」の実施
 - ・ 県と協賛企業が協働して実施する店頭PRや、県保健福祉環境事務所、市町村、などの広報活動を通じ、省エネルギー・節電の取組みを県民に呼びかける。
 - ・ 省エネ・節電宣言を行った県民を対象に、協賛企業の店舗での割引などの特典を付与。前年よりも電気使用量を削減した県民に、抽選で達成賞（県産米や協賛企業の提供商品）を進呈。
- 県民からの相談への対応（相談窓口の開設）

(5) 県民・事業者への速やかな情報提供

- 県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する各種情報を、県民・事業者に正確かつ速やかに提供する。
- 市町村・県関係団体に対し節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先して節電対策に取り組むことや、市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知することを要請する。

(6) その他の取組み

- 電力供給の確保に向けた取組み
 - ・ 県企業局が運営する水力発電所（3ヶ所、最大出力計14,050kW）、県が出資する大牟田リサイクル発電所（最大20,600kW）からの電力供給の確保に努めるとともに、市町村が運営するごみ発電施設（15ヶ所、最大出力計156,280kW）等に対し電力供給の確保に向けた協力を要請。
- 緊急時対応
 - ・ 電力需給逼迫時には、県の広報媒体（ホームページ等）による情報発信を行うとともに、市町村・関係団体等へ速やかに情報提供を行い、事業者・県民等に緊急節電対策（不要不急の電力使用のカット等）を要請。

今冬は**5%**の節電が求められています。省エネ・節電にご協力下さい！！

ふくおか

省エネ・節電

県民運動(事業所編):12月~3月

重点的な節電をお願いする期間(5%以上の節電を目指す期間):

平成23年12月19日~平成24年2月3日(12月29日~1月4日を除く)の平日8時~21時

特に、電力需要がピークとなる8~11時および17時~20時に節電に取り組んでください。

事業者におすすめする3つの節電基本アクション

基本アクション1:照明を間引きする

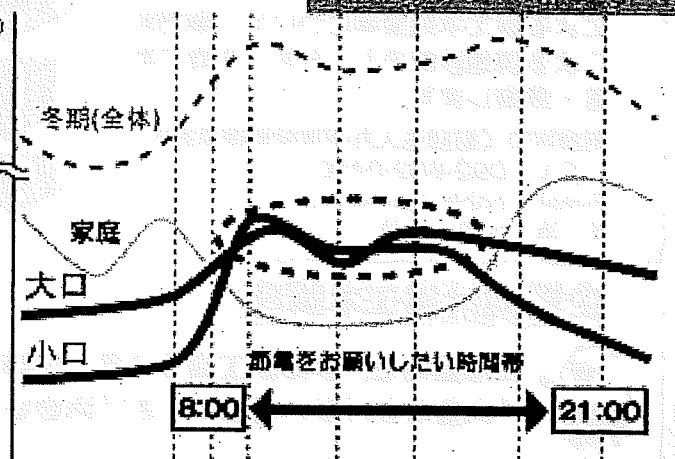
基本アクション2:使用していない
エリアの消灯を徹底する

基本アクション3:室内温度19℃に、
空調管理を徹底する

その他の節電アクション

照明	・LED照明の導入
空調	・窓に断熱フィルムを導入
OA機器	・離席時はPCをスタンバイモード ・夜間のPC、プリンタ等はプラグ から電源オフ
冷凍庫 冷蔵庫	・温度調節・使用台数の削減 ・庫内整理・冷蔵ショーケースの消灯
生産設備	・待機状態の電気設備は電源オフ ・電気炉、電気加熱装置の断熱強化
ユーティリティ設備	・コンプレッサ、ポンプ、ファンの台数削減
節電行動	・ウォームビズの導入 ・エレベータよりも階段を利用

※ライフライン機能の維持や生産活動等に実質的な影響が生じない範囲で、節電のご協力をお願いします。ただし、節電を過度に過ぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものにならないようご注意ください。

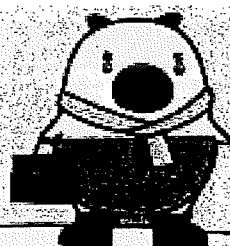


7:00 8:00 9:00 12:00 14:00 17:00 21:00 24:00
サンパルク福岡県庁舎(イメージ)
冬期平日の電気の使われ方(イメージ)

福岡県の省エネ支援施策について、裏面をご覧ください！

※ 福岡県
(福岡県緊急節電対策本部)





ふくおか省エネ・節電県民運動

夏に続いて・・・

この冬も省エネ・節電への取り組みをお願いします！

省エネルギー相談事業



事業者の皆様向けに省エネ相談窓口を開設しています。

専門家を派遣し、設備の運用や更新についてアドバイスします。

相談無料

概要

現有設備の適用改善方法や、設備更新による省エネ効果等について、専門家による現地診断の上、公平・中立に助言・提案します。

相談窓口（財団法人九州環境管理協会内）

TEL: 092-662-0410

E-mail: oohira@keea.or.jp

担当：大平・松崎

相談の流れ



- 申込書を窓口でメールまたはFAX
- 設備の現況確認、現地診断の日程調整
- 専門家による現地診断（半日程度）
- 診断結果（助言等）を書面で回答
- 回答後も適宜フォロー

企業向け省エネ講座



ビル建物で、または工場での省エネ事例等を解説する講座を開催します。

「お金をかけない省エネ」と「お金をかける省エネ」の両面から説明します。

**要申込
参加無料**

業務部門向け（オフィス、病院等）

11月30日(水)		久留米総合庁舎
	13:00	
12月12日(月)	5	吉塚合同庁舎
	17:00	
12月19日(月)		飯塚総合庁舎

製造業向け（工場等）

12月13日(火)		飯塚総合庁舎
	13:00	
12月16日(金)	5	久留米総合庁舎
	17:00	
12月20日(火)		吉塚合同庁舎

ご都合のよい会場にお越しください！

冬の九州省エネキャラバンin福岡



省エネ対策の具体的手法や先進事例を紹介します。併せて、省エネ機器等の展示、個別相談を行います。

**要申込
参加無料**

日時：1月27日(金) 13:30～

会場：アクロス福岡

主催：九州経済産業局、福岡県

環境保全施設等整備資金融資



省エネ効果の高い設備や再生可能エネルギーを使用・供給する設備の導入等に対し、低利で資金を融資します。

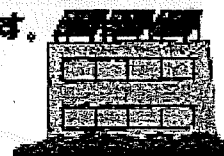
利率：年1.3%

限度額：4000万円

お問い合わせ先

福岡県環境部環境型社会推進課リサイクル係

TEL 092-643-3372



上記事業について、詳しくは「ふくおかエコライフ応援サイト」で
<http://www.ecofukuoka.jp>

ふくおかエコライフ

検索

お問い合わせ先：福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3356

E-mail: chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

今冬は5%以上の節電が求められています。省エネ・節電にご協力下さい！

ふくおか

省エネ節電

県民運動：12月～3月

重点的な節電をお願いする期間（5%以上の節電を目指す期間）：

平成23年12月26日～平成24年2月3日（12月29日～1月4日を除く）の平日8時～21時
特に、電力需要がピークとなる8～11時および17～20時に節電に取り組んでください。



冬の省エネ・節電を宣言して、
エコストラップをゲット！
協賛企業のお店でお得なサービスを受けよう！



<県民運動の流れ>

①宣言書（本チラシ裏面）又は県HP（ふくおかエコライフ応援サイト）で、5つの節電基本アクションの中からこの冬の取り組みを宣言します。

宣言書受付期間（平成23年12月1日～平成24年3月9日）

②宣言された皆様に、県からエコストラップを進呈します。

③ストラップを持ってお店へ行くと、
協賛企業のお店で色々な特典が受けられます！
協賛企業情報はこちら↓

ふくおかエコライフ応援サイト（<http://www.ecofukuoka.jp>）

協賛企業も募集中！

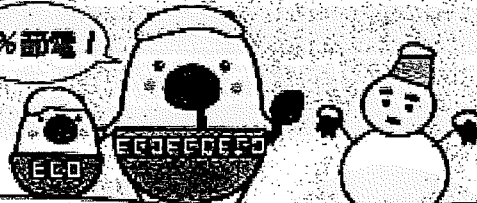
さらに！

④1～2月の電気使用量を県に報告し、
前年度と比較して、削減を達成できた方に、
抽選で県産米等をプレゼントします。

※夏の「ふくおか省エネ・節電県民運動」にご参加いただいた方は、今後もストラップを引き続きご利用になれます。

福岡県（福岡県緊急節電対策本部）

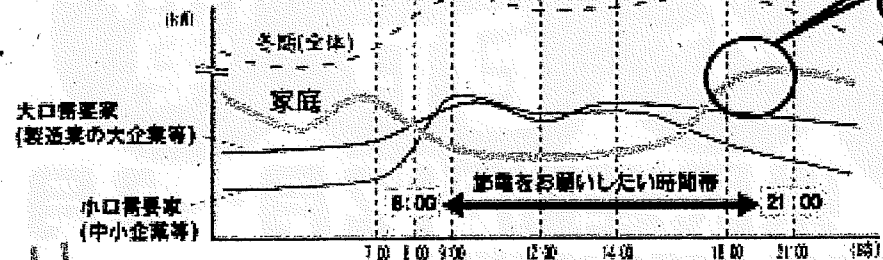
5%節電!



ふくおか省エネ・節電県民運動

この冬は次の5つの節電基本アクションを参考に、
できることから省エネ・節電に取り組んでください。

全県平日の電気の使われ方(イメージ)



節電効果	
空調に エアコンを 利用する場合	空調に エアコンを 利用しない場合

取り組むもの
にチェック!

- 1 照明**
不要な照明を消そう!
4%節電 6%節電
- 2 待機電力**
リモコンではなく、本体の主電源を切ろう!
使わない電気機器のプラグを抜いて、待機電力を削減しよう!
1%節電 2%節電
- 3 テレビ**
テレビの画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消そう!
2%節電 3%節電
(省エネモードに設定し、使用時間2/3にじた場合)
- 4 冷蔵庫**
冷蔵庫の設定を「弱」に変えて、食品を詰め込みすぎないようにしよう!
1%節電 2%節電
- 5 エアコン**
重ね着などをして、室温20℃を心がけよう!
7%節電
(設定温度を2℃下げた場合)

※節電効果は、エアコンを使用しているご家庭の夕方ピーク時の消費電力(約1400W)、および、ガス・石油ストーブ等を使用されるご家庭の夕方ピーク時の消費電力(約1000W)に対する削減率の目安です。(資源エネルギー庁推計)

- 高齢者や乳幼児、病気の方がいる家庭では、室温20℃にとられず、体調を考えながら室温を設定してください。
- 家庭における省エネルギー・節電のご相談は…福岡県地球温暖化防止活動推進センター(092-674-2360)へ(相談料：無料)

宣言書提出方法 下記のいずれかの方法で宣言書をご提出ください。

■ 携帯電話の場合

右のQRコードからアクセスしてください。



■ パソコンの場合

ふくおかエコライフ応援サイト へ
<http://www.ecofukuoka.jp>

■ FAX、メール、郵送の場合

氏名:	Tel: ()
Mail:	
住所:	〒

※ご提出いただいた個人情報については、福岡県が適正に管理し、本事業以外の目的には使用しません。

お問い合わせ先: 福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
 TEL: 092-643-3356
 E-mail: chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

送信

FAX: 092-643-3357

上記FAX番号が繋がりにくい場合は、
 FAX: 092-643-3365 又は FAX: 092-643-3377 まで